

バリアフリー新法に係る特定路外駐車場設置（変更）の手引き

1. はじめに

平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行され、特定路外駐車場を新設する場合は、省令で定められた構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等移動円滑化基準）への適合が義務付けられました。

また、既存の特定路外駐車場についても基準に適合させる努力義務があります。

路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置（変更）するときは、あらかじめ、市長に届出が必要になります。

2. 届出が必要な駐車場（特定路外駐車場）

○特定路外駐車場とは

特定路外駐車場とは次の①～③すべてに該当する駐車場をいいます。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- ② 自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が 500 m²以上のもの。
- ③ 利用について駐車料金を徴収するもの。

※ただし、道路付属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除きます。

3. 届出方法

バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の届出は、駐車場法第 12 条の規定による届出（路外駐車場の届出）をする際に、届出書に次項「4. 届出書類」に掲げる書類を添付して届出をします。

4. 届出書類

特定路外駐車場の届出をする際は、次に掲げる書類が必要になります。

- ①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）
- ②路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺1/200以上の平面図

※ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足ります。

5. 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

【路外駐車場車椅子使用者用駐車施設】

（1）特定路外駐車場には、次に掲げる区分に応じた台数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

- ① 特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が200台以下の場合
当該駐車施設の数に2/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- ② 特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が201台以上の場合
当該駐車施設の数に1/100を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

<適用除外>

○道路交通法第3条に規定する普通自動車（以下、「普通自動車」という。）以外の自動車（大型自動二輪者及び普通自動二輪車を含む）の専用駐車場※については路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の設置義務の対象外です。

※バス専用駐車場など

○「普通自動車」と「それ以外の自動車（大型自動二輪者及び普通自動二輪車を含む）」の駐車施設が併設されている場合、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の必要数を計算する際の台数には次に掲げるものは含めません。

- ① 普通自動車以外の自動車（大型自動二輪者及び普通自動二輪車を含む）」
- ② 荷さばき駐車施設（貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするもの）

(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

- ① 幅は 350cm 以上とすること。
- ② 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
- ③ 路外駐車場移動等円滑化経路（高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路）の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

【路外駐車場移動等円滑化経路】

(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち 1 以上を路外駐車場移動等円滑化経路にしなければならない。

(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- ① 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
- ② 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm 以上とすること。
- ③ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、120cm以上とすること。
 - イ 50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
- ④ 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は次に掲げるものであること。
 - ア 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
 - イ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
 - ウ 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - エ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

【特殊の装置】

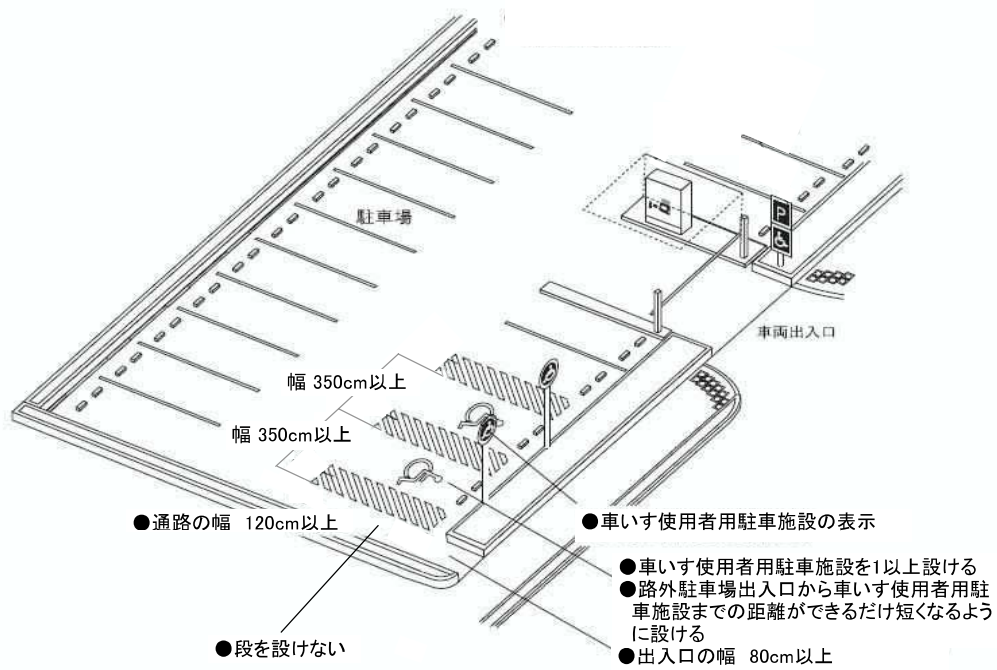
「5. 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準」の内容は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が「5. 特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準」で示す構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

「バリアフリー新法」に係る特定路外駐車場の設備等に関するチェックリスト

(「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」の規定による)

項目 (根拠法令)	特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準	チェック	備考
提出書類	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第12条のただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第2号様式)		※正、副各1部
	車椅子使用者用施設、移動等円滑化経路その他主要施設を表示した縮尺1/200以上の平面図		
路外駐車場 車椅子用駐車施設 (省令第2条)	1. 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(車椅子使用者駐車施設)を設けているか		※200台以下は総数の2%以上 200台超は1%+2以上
	2. 車椅子用駐車施設は次の基準を満たしているか		
	①幅は350cm以上あるか		
	②車いす用駐車施設又はその付近に、車椅子用駐車施設の表示をしているか		
	③省令第3条に規定する路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けられているか		
路外駐車場移動等 円滑化経路 (省令第3条)	1. 車椅子用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者や障がい者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)となっているか		※ただし、傾斜路を併設している場合は段を設けてもよい ※段代わるもの又は、段に併設するものに限る
	2. 路外駐車場移動等円滑化経路は、次の基準を満たしているか		
	①経路上に段を設けていないか※		
	②経路を構成する出入口の幅は80cm以上あるか		
	③経路を構成する通路は次の基準を満たしているか		
	(1)幅は120cm以上あるか		
	(2)50m以内ごとに車椅子の回転できる場所があるか		
	④経路を構成する傾斜路※は次の基準を満たしているか		
	(1)段に代わって設置している傾斜路の場合、幅は120cm以上あるか 段に併設している傾斜路の場合、幅は90cm以上あるか		
	(2)勾配は1/12(高さが16cm以下のものについては1/8)を超えていないか		
	(3)高さが75cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
	(4)次の(i)又は(ii)の条件に該当する傾斜路がある部分に手すりを設けているか		
	(i)勾配が1/12を超える傾斜		
	(ii)高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える傾斜		
特殊の装置 (省令第4条)	1. 国土交通大臣が認める特殊の装置に該当するものがあるか		※ ある場合、国土交通大臣の認定書の写を添付し

特定路外駐車場の例



第2号様式(第7条第2項関係)

(日本産業規格A列4番)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面				
1 規模	駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)	
2 移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。